

2024 年度版仁淀川エリア観光ガイドブック制作委託業務 公募型プロポーザル募集要領

一般社団法人仁淀ブルー観光協議会

1 事業の概要

(1) 事業名

2024 年度版仁淀川エリア観光ガイドブック制作委託業務

(2) 事業の目的

「奇跡の清流 仁淀川」とその流域 6 市町村の四季折々の豊かな仁淀川地域の観光情報を、県内外に発信、仁淀川地域への旅行喚起につなげていく。そのために、分かりやすく効果的に発信することができる「仁淀川エリア観光ガイドブック」を作成することを目的とする。

(3) 事業内容

別添「2024 年度版仁淀川エリア観光ガイドブック制作委託業務公募型プロポーザルに係る仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

2 作成要領及び作成書類の内容

別添「2024 年度版仁淀川エリア観光ガイドブック制作委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」、「2024 年度版仁淀川エリア観光ガイドブック制作委託業務公募型プロポーザルに係る仕様書」のとおり

3 見積限度額

4, 500, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

4 提案者の決定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（別紙 1－1）に該当しない者であること。
- (2) 高知県物品購入等関係指名停止要領またはその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 経営状態が不健全でない者であること。
- (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年 3 月高知県訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与

する者等）（別紙１－２）に該当しない者であること。

（５）都道府県税を滞納していないこと。

（６）消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 契約の相手方の決定方法

提出された書類の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」と言う。）と次点者を選定します。審査の結果が、最高点の者が同点で２者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、提出書類の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と一般社団法人仁淀ブルー観光協議会（以下、「協議会」と言う。）は、提出書類の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」と言う。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。５日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて当協議会と交渉を行うことになります。

7 質疑と回答

質問がある場合は、別紙２によりＦＡＸまたは電子メールで受付します。電話により着信を確認してください。

受付期限：令和５年１１月２４日（金）１７時必着

8 参加申込及び資格要件の確認

（１）提出書類

①参加申込書（別紙３）

②法人の概要書（別紙４）

③事業実績一覧表（別紙５）

※資格要件の審査は、併せて審査します。

（２）提出期限等

①提出期限

令和５年１１月２９日（水）１７時 必着

②提出方法

持参または郵送（書留郵便または配達証明に限る。）のいずれかとします。

③提出先

〒789-1202 高知県高岡郡佐川町乙 2060-2

一般社団法人仁淀ブルー観光協議会

担当者 西岡／宮尾 TEL 0889-20-9511

9 日程

令和５年１２月１８日（月）１２時 提案書締め切り

令和5年12月中で別途定める日時にて審査委員会（提案者によるプレゼンテーションを実施）

10 審 査

別添「2024 年度版仁淀川エリア観光ガイドブック制作委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和5年12月27日（水）までに、すべての参加者に文書を発送します。

12 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は必要に応じ複写します。
（当協議会及び審査委員会での使用に限ります）
- （3）契約者以外の提出書類の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

13 お問合せ先

一般社団法人仁淀ブルー観光協議会

担当者 西岡／宮尾

TEL 0889-20-9511

FAX 0889-20-9522

E-mail kanko@niyodoblue.jp

14 その他

- （1）参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後、当協議会との取引が不利になることはありません。
- （2）提案書類等の作成に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- （3）次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員及び当協議会職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

地方自治法施行令<抜粋>

(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

最終改正:平成二十七年十一月二六日政令第三九二号

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 <抜粋>

(平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号)

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

年 月 日

一般社団法人仁淀ブルー観光協議会
代表理事 大原 哲夫 あて

所在地
事業者名
代表者名
ご担当者名
電話・FAX番号

印

2024 年度版仁淀川エリア観光ガイドブック制作委託業務
公募型プロポーザルの提案書募集に関する質問用紙

(注意)

- ・質問 1 問につき 1 枚を使用し、できるだけ簡潔に記載すること。
- ・受付期限：令和 5 年 11 月 24 日（金）17 時必着

F A X 送信先：0889-20-9522

E-mail 送信先：kanko@niyodoblue.jp

担当：西岡／宮尾

令和 年 月 日

一般社団法人仁淀ブルー観光協議会
代表理事 大原 哲夫 あて

住 所
事 業 者 名
代表者職氏名

印

参加申込書

(2024 年度版仁淀川エリア観光ガイドブック制作委託業務公募型プロポーザル)

2024 年度版仁淀川エリア観光ガイドブック制作委託業務公募型プロポーザルに参加を申し込みます。

また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

担当者連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
住所	
電話・FAX番号	
E-mail	

※受付期限：令和 5 年 11 月 29 日（水）17 時必着

別紙 4

法 人 の 概 要 書

法 人 名		
所 在 地	〒	
代表者 職・氏名		
従業員数等		
設立年月		
事業内容		
資 格 要 件	高知県内に主たる事業所又は営業所等を置いている	はい・いいえ
	地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当	はい・いいえ
	「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止又は排除措置を受けている	はい・いいえ
	県税の滞納がある	はい・いいえ
	消費税及び地方消費税の滞納がある	はい・いいえ

事業実績一覧表

（同種、類似業務の他、これまでの主な実績について簡単に箇条書きのこと）